

議案第59号

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年9月1日提出

加西市長 西村 和平

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 加西市個人情報保護条例（平成17年加西市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第13条の2」に改める。

第2条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。

第2条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定個人情報 個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

第12条第1項中「保有個人情報」の右に「（保有特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第2章中第13条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用及び提供の制限）

第13条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報について、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第15条第2項中「任意代理人（）」の右に「保有特定個人情報以外の保有個人情報にあつては、」を加える。

第26条第1項中「係る保有個人情報」の右に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第29条第2項中「任意代理人（）」の右に「保有特定個人情報以外の保有個人情報にあ

っては、」を加える。

第 36 条第 1 項第 1 号中「、又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき」を「、第 12 条第 1 項及び第 2 項若しくは第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」に改め、同項第 2 号中「第 2 項」の右に「又は第 13 条の 2 第 3 項」を加え、同条第 2 項中「任意代理人（」の右に「保有特定個人情報以外の保有個人情報にあつては、」を加える。

第 2 条 加西市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 情報提供等記録 番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第 13 条の 2 第 2 項本文中「、保有特定個人情報」の右に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第 35 条の見出しを「(保有個人情報の提供先等への通知)」に改め、同条中「基づく保有個人情報」の右に「(情報提供等記録を除く。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 36 条第 1 項中「本人とする保有個人情報」の右に「(情報提供等記録を除く。以下この条から第 39 条までにおいて同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(審議資料)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の施行に伴い、同法第31条の規定に基づき、市が保有する特定個人情報の利用の制限、開示請求等について必要な措置を講ずるため、同条例を改正するもの。

【概要】

1 定義（第2条関係）

- (1) 特定個人情報 番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (2) 情報提供等記録 特定個人情報の情報連携を行った際に記録する情報照会者・提供者の名称や照会・提供された特定個人情報の項目等についての情報をいう。
- (3) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。

2 利用及び提供の制限（第13条の2関係）

(1) 利用の制限

特定個人情報は、番号利用法第9条各項の規定により個人番号を利用する目的以外の目的のために利用を認めない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。）に限り、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用を認める。

(2) 提供の制限

特定個人情報の提供は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き認めない。

3 開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止

(1) 本人の委任による代理人による請求（第15条第2項、第29条第2項、第36条第2項関係）

特定個人情報については、本人の委任による代理人が開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求を行うことを認める。

(2) 利用の停止、消去及び提供の停止の請求（第36条関係）

何人も自己に関する特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止の請求をすることができる。ただし、情報提供等記録の利用の停止、消去及び提供の停止の請求は認めない。

ア 第13条の2（保有特定個人情報の利用及び提供の制限）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条（収集等の制限）の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条（特定個人情報ファイルの作成の制限）の規定に違反して作成された特定個人情報ファ

イルに記録されているとき。

イ 番号利用法第 19 条の規定に違反して提供されているとき。

(3) 情報提供等記録の取扱い（第 35 条関係）

情報提供等記録の訂正を行った場合は、情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対して通知する。

4 施行期日

平成 27 年 10 月 5 日

ただし、情報提供等記録に関する規定は、番号利用法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成 29 年 1 月を見込む。）